

空調夏期契約選択約款

令和8年9月1日実施

秋田県由利本荘市

目 次

1 . 目的	1
2 . 選択約款の変更	1
3 . 用語の定義	1
4 . 適用条件	1
5 . 契約の締結	1
6 . 使用量の算定	1
7 . 料金	2
8 . 単位料金の調整	2
9 . その他	2
附則	3

(別 表)

1 . 適用区分	4
2 . 早収料金の算定方法	4
3 . 料金表 1	4
4 . 料金表 2	4

空調夏期契約選択約款

1. 目 的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ本市の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

本市は、この選択約款を変更することがあります。この場合、本市は変更内容をあらかじめ使用者に通知の上、使用者との需給契約の内容を、変更後の選択約款とするものとします。

3. 用語の定義

- (1) 「契約使用可能量」とは、空調用熱源機の全定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し 3.6 を乗じた値をいいます（小数点以下切捨て）。但し 1 立方メートル未満の場合は 1 立方メートルとします。
- (2) 「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては 10 パーセントとします。

4. 適用条件

使用者が、空調機器を使用し、空調機器のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置する場合には、本市に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

5. 契約の締結

- (1) 使用者は、適用する料金その他の供給条件を定めた空調夏期契約 1 種または空調夏期契約 2 種のいずれかを契約していただきます。
- (2) 使用者は、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、契約使用可能量を定めていただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の検針日までといたします。
 - ②契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において本市とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 本契約の契約期間満了前に解約またはガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）に定める料金への変更をした使用者が、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から 1 年に満たない場合には、本市は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません（（5）において同じ）。
- (5) 本市は、本契約の契約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別または他の選択約款（小売約款に定める料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

- (1) 本市は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を加えたものをいいます。以下同じ。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。消費税等相当額を含んだものをいいます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 本市は、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの期間については、空調夏期契約1種には別表の料金表1を、空調夏期契約2種には別表の料金表2を適用して、早収料金または遅収料金を算定し、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの期間については、小売約款に定める料金の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定します。

8. 単位料金の調整

- (1) 本市は、毎月、(3)②の規定により算定した平均原料価格が(3)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の3及び4の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合においては、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の2(4)のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき。

$$\text{調整単位料金（1立方メートル当たり）} = \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 54,700 \times 46.04655 \times 0.929 \times 0.7 \times (1 + \text{消費税率})$$

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき。

$$\text{調整単位料金（1立方メートル当たり）} = \text{基準単位料金} - \text{原料価格変動額} / 54,700 \times 46.04655 \times 0.929 \times 0.7 \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考) 上記①及び②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1)の数式における各項目の定義は、次のとおりといたします。

ア 54,700：1トン当たりの基準熱量（メガジュール）

イ 46.04655：標準熱量（メガジュール）

ウ 0.929：ガス量換算係数

エ 0.7：変動緩和措置係数

- (3) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、次のとおりといたします。

①基準平均原料価格（1トン当たり） 90,390円（LNGについて、財務省が関税法（昭和29年法律第61号）第102条第3項の規定により公表する貿易に関する統計（以下「貿易統計」といいます。）による令和6年10月から令和7年9月までの価格）

②平均原料価格（1トン当たり） 別表の2(4)に規定する各3箇月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位とします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式) 平均原料価格＝1トン当たりLNG平均価格

(備考) 市は、1トン当たりLNG平均価格を公表するものとします。

- (3) 原料価格変動額 次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき。

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき。

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

附 則

(実施期日)

- 1 この選択約款は、令和 8 年 9 月 1 日から実施いたします。

(経過措置)

- 2 この選択約款別表の規定は、令和 8 年 1 0 月 1 日以後行う検針により算定したガスの使用量に係る料金について適用し、同日前に行う検針により算定したガスの使用量に係る料金については、令和 5 年 4 月 1 日実施の選択約款の例によるものとします。

(別 表)

1. 適用区分

料金表 1 空調夏期契約 1 種に適用いたします。

料金表 2 空調夏期契約 2 種に適用いたします。

2. 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金単価は、流量基本料金単価に契約可能使用量を乗じた額といたします。

(3) 従量料金は、基準単位料金又は 8 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

ア 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から同月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

イ 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から同月 28 日（うるう年は同月 29 日）に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ウ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から同月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

エ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から同月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

オ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から同月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

カ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から同月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

キ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から同月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ク 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から同月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ケ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から同月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

コ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から同月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

サ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から同月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

シ 料金算定期間の末日が 12 月 1 日から同月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

3. 料金表 1（消費税等相当額を含みます。）

(1) 定額基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき 12,100.00 円

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき 2,420.00 円

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき 93.344 円

(4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに、8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表 2（消費税等相当額を含みます。）

- | | |
|--|-----------------|
| (1) 定額基本料金 | |
| 1 か月及びガスメーター 1 個につき | 3, 3 0 0. 0 0 円 |
| (2) 流量基本料金単価 | |
| 1 立方メートルにつき | 2, 4 2 0. 0 0 円 |
| (3) 基準単位料金 | |
| 1 立方メートルにつき | 9 8. 9 7 6 円 |
| (4) 調整単位料金 | |
| (3) の基準単位料金をもとに、8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。 | |